２０２６年１１月１６日

お客さま各位

「民事信託預金に関する特別約定」改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では民事信託預金について新たに定期預金および定期積金の取扱いを開始いたします。それに伴い「民事信託預金に関する特別約定」を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の特別約定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

１．改定する規定

「民事信託預金に関する特別約定」

２．改定内容（新旧対照表）

新	旧
「民事信託預金に関する特別約定」前文 民事信託預金は、民事信託契約に基づく「受託者名義」（信託口受託者名義）の預金であり、通常の預金とは異なるため「共通取引規定」「決済用普通預金・普通預金規定」「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定」「自由金利型定期預金規定」「定期積金規定」に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」という）に定めるところにより取り扱います。	**「民事信託預金に関する特別約定」前文** 民事信託預金は、民事信託契約に基づく「受託者名義」（信託口受託者名義）の預金であり、通常の預金とは異なるため「共通取引規定」「決済用普通預金・普通預金規定」（追加）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」という）に定めるところにより取り扱います。

３．取扱開始および規定改定日

２０２６年１２月１日

以上

＜本件についてのお問合せ＞

すがも事業創造センター

TEL：　０３－３９１８－０１９６（受付時間：平日９時～17 時）

巣鴨信用金庫

Copyright©2021The Sugamo Shinkin Bank